

電子決裁システム機能要件一覧

項番	機能分類			機能要件
	大分類	中分類	小分類	
電子決裁機能について				
1	システムの基本的な考え方			本広域連合の定める「文書規程」や「事務決裁規定」等に対応するシステムであること。
2				スムーズな移行を行うため、現在運用中の紙文書による決裁と並行して、電子決裁での運用もできること。
3				一般の案件だけではなく、庶務事務システム、文書管理システムで発生する決裁帳票の電子決裁へも対応できるシステムであること。
4				電子決裁システムが業務システムと同一のシステム上で動作すること。 また、起票時においては、起案と決裁開始の間にタイムラグが発生しないこと。
5				決裁完了時に業務システムとスムーズなデータ連携を行い、業務システム側の更新処理を行なうこと。決裁と業務側への反映にタイムラグが発生しないこと。
6	システム化の範囲と概要			電子決裁機能
7	システム仕様	運用管理機能		職員ごとにその人の持つ専決区分を管理できること。
8				部・課・係などの所属の階層管理など、機構図レベルの管理ができること。
9				ある職員が複数の部署の決裁者を兼務している場合、その情報をすべて管理し、それぞれの役職の決裁者としてシステム操作ができること。
10				未決裁件数、未確認件数、決裁処理期限超過件数を表示し、決裁画面に遷移できること。
11				業務側から渡された起案者の部署と専決区分の情報から、最適と思われる決裁者のリストを作成し、利用者の入力負荷を最小限にすること。また、動的に生成されたルートの手修正もできること。
12				案件を遡及して起案した場合、自動的に起案日に該当する日付時点(起案日以降に人事異動があれば人事異動前)の決裁ルートが表示されること。
13				決裁途中で決裁者は決裁ルートを修正できること。
14				専決者を変更する場合、起案時の専決者より上位または下位に変更できること。
15				決裁は各決裁者を順次待ち合わせして進みながら、途中で決裁案件の確認のみを行う協議者を設定できること。
16				他部門への合議、協議などのルートを自由に追加できること。
17				他部門へ合議を行う際、順番(直列)に依頼するだけでなく、複数の部門へ同時(並列)に決裁を依頼できること。
18				他部門へ合議を行う際、複数の部門へ同時(並列)に決裁を依頼した場合、合議先の部門に最終決裁者を設定できること。
19				複数の他部門へ合議を行った際、合議を依頼された部門が、同じく合議を依頼された別の部門の決裁や設定変更などを行わないよう、誤操作を抑止する機能があること。
20				決裁ルート設定画面で現在の決裁済の状況も参照できること。
21				決裁ルートを容易に把握できるルート確認画面があること。また、その画面で回送や、現在の決裁済の状況も参照できること。
22				案件・起案者単位に決裁ルート情報を学習し、次回起案時にその情報を参照できること。
23				案件・起案者単位に決裁ルート情報をパターンとして登録し、次回起案時にそのパターンを利用できること。
24				業務の種類ごとに合議先・協議先の決裁ルート情報をパターンとして登録し、同一所属内および全庁でパターンの共有ができること。
25				決裁ルートパターン適用後の決裁ルートに、供覧・決裁者を追加できること。
26				電子化出来ない添付資料がある場合、回覧用紙となる帳票が自動的に出力されること。
27				決裁案件に対して至急・重要・緊急設定ができること。
28				決裁案件に対して秘密・要レクチャーの区分が設定できること。
29				起案者が決裁途中の案件を修正する為に、取戻処理ができること。
30	起案者が、自分の起案した案件一覧を表示し、電子決裁の進捗状況及び起案内容を確認できること。			
31	差し戻し後の再開先を「最初から再開」か「差し戻し者から再開」か選択できること。また、いずれかの再開方法に固定できること。			
32	設定中の決裁ルートを一時保存できること。			
33	決裁時に決裁者が起案内容すべてを参照できること。			
34	案件・伝票の種類、案件名や起案日で絞り込んで決裁一覧表示ができること。			
35	決裁案件ごとに保留の区分を設定できること。また、保留した案件が上位に表示されるようにソートできること。			
36	代行者を設定することで、代行者は被代行者の決裁を代行できること。被代行者に代行された旨をシステム内で通知する機能があること。			
37	他所属の職員に決裁の代行権を委譲できること。			
38	決裁の代行権は、適用期間を設定し委譲できること。			
39	決裁完了時に起案者に決裁完了をシステム内で通知する機能があること。却下についても同様の機能があること。			
40	起案者が決裁を回送した際、または決裁者が決裁を行った際に、決裁が回送された旨を次の決裁者へシステム内で通知する機能があること。			
41	起案者が決裁を回送後、指定した期間決裁を行っていない決裁者に対し、決裁を催促する旨をシステム内で通知する機能があること。			
42	最終決裁者へ決裁取消を依頼する旨をシステム内で通知する機能があること。			
43	添付文書が変更された際に起案者にシステム内で通知する機能があること。			
44	軽易な不備等がある場合、却下せず決裁者の指示により、起案者が内容を一部訂正する機能があること。			
45	決裁や却下の時にコメントが入力でき、各決裁者のコメントを確認できること。			
46	起案者以外の決裁者がコメントを入力した決裁処理を行った場合、コメントが入力された旨をシステム内で通知する機能があること。			
47	自分より下位の階層の決裁待ち案件を参照できること。			
48	自分より下位の階層の決裁待ち案件を決裁同様の操作で引上げ決裁できること。引き上げられた途中決裁者に引上げが行われた旨をシステム内で通知する機能があること。			
49	最終決裁者の決裁と同時に業務側データも決裁済になること。			
50	決裁完了後も最終決裁を取り消せること。その場合、その起案データの決裁取消が可能かどうかのチェックを行っていること。			
51	決裁完了後に決裁を取り消す場合、同時に起案者へ差し戻しができること。			
52	差し戻された職員や決裁済み職員に対して、差し戻された旨をシステム内で通知する機能があること。			

53		最終決裁者は起案日以降の任意の日付を決裁日として入力できること。
54		決裁完了後に起案者が決裁日を修正することができる機能を有すること。
55		不在代決処理が行われた場合、本来の決裁者に代決された旨をシステム内で通知できること。
56		複数の部門へ同時（並列）に決裁が依頼されている場合、同時（並列）決裁している部門の決裁者全員が決裁しない限り、次の部門の決裁者に回送されないこと。
57		同時（並列）決裁を依頼されている部門の決裁者は起案者または同時（並列）決裁となる直前の決裁者に対して差し戻しができること。
58		途中の決裁者に対して差し戻し処理ができること。また、差し戻された途中決裁者から決裁を再開できること。
59		自身が関与しており、自分以外が差し戻しを行った案件について、検索結果に表示できること。
60		決裁処理とは別に、起案者に対して決裁者のコメントを通知する機能があること。
61		未決裁件数、未確認の協議件数、決裁予定件数をシステムログイン時に表示できること。
62		決裁すべき案件をすばやく見つけ出すため、任意の文字列による決裁一覧からの検索機能を有すること。
63		決裁履歴の照会が行えること。また、決裁履歴を帳票に出力できること。